

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を
改正する法律の施行期日について

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改
正する法律（平成 26 年法律第 27 号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない
範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附
則第四条の規定は、公布の日から施行する。



（施行期日案）

平成 27 年 4 月 1 日